

# 「かわまちづくり」支援制度について

参考資料

## 【「かわまちづくり」支援制度】

地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者、地元住民及び河川管理者の連携の下で、河川空間とまちの空間が融合した良好な空間形成を目指す取り組みを支援する。

### <概要>

実現性の高い水辺の整備・利用に係る取組みを定める「かわまちづくり計画※<sup>1</sup>」を作成し、「かわまちづくり※<sup>2</sup>」支援制度へ登録。河川管理者が「かわまちづくり」の取組みを支援し、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す。

- ・「かわまちづくり」の推進主体は次のいずれか。
  - ①市町村 ②市町村及び民間事業者 ③市町村を構成員に含む法人格のない協議会
- ・内容は、基本方針（維持管理含む）、支援事業内容（ソフト、ハード）など
- ・河川管理者の支援事業内容は、
  - ソフト支援・・・①推進主体と連携し必要な調査・検討 ②事例等情報提供 ③許可準則による「都市・地域再生等利用区域の指定等」
  - ハード支援・・・河川管理施設の整備（概ね5ヵ年で推進）

※<sup>1</sup>「かわまちづくり計画」・・・支援制度に登録するため、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体が作成する計画。

※<sup>2</sup>「かわまちづくり」・・・河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組み。

## 【ソフト支援】

民間事業者による河川敷へのイベント広場やオープンカフェの設置など、地域のニーズに応じた多様な利用を支援します。



▲イメージ【堀川(名古屋市)】

## 【ハード支援】

堤防や護岸といった河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援します。



▲糸貫川（岐阜県本巣郡北方町）

※河川敷地占用許可準則の緩和の適用によりオープンカフェなどが設置可能に！